

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 従業員に支給する医療費補助

Q : 当社では、従業員やその家族（扶養親族に限定しています。）が病気等になり高額な医療費を支払った場合には、その従業員等に対して、医療費の一部（一か月あたり最高5万円）を補助することとしています。この補助金は給与所得として課税の対象となりますか？

A : 課税の対象としなくて差し支えありません。

【解説】

給与所得は、従業員等が雇用関係に基づいて雇用主から定期的に支払われる給料、賃金、賞与等だけでなく、物や権利等の供与により受ける経済的利益（いわゆる現物給与）についても、給与所得に含まれます。

しかし、所得税では、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」については非課税として取扱うこととしています。したがって、ご質問の補助金が、その受給者の職務、地位、給与等にかかわらず、従業員等やその扶養親族が支払った医療費の負担の程度に応じて定められているのであれば、労務の対価として支給されたというよりも、医療費の負担を余儀なくされた従業員等に対する見舞金として支給されたものと考えられますので、給与所得として課税しなくて差し支えないと思われれます。

なお、従業員等が確定申告で医療費控除を計算する際には、支給された補助金は支払医療費の金額から控除することとなります。

